

他産業からの農業参入について

愛媛県 中予地方局 産業振興課 地域農業室 伊予農業指導班
担当係長 輪木 寿人

本レポートは、平成19年度愛媛県普及指導員大学院研修において取りまとめた研修報告の中から本県における参入状況等を中心にまとめ直したものである。

1. はじめに

本県の農業振興は、平成12年に策定された「愛媛県新農業ビジョン」（目標年度：平成22年）をもとに、担い手の育成、産地の振興、農産物のブランド化等の多様な施策が積極的に実施されてきている。こうした施策の効果が現われている局面がある一方で、本県に限らず全国的に農業従事者の高齢化や販売農家が減少する中、農産物価格の低迷や耕作放棄地の増加により農業・農村の活力低下が深刻な問題となっている。

このような状況の中、担い手の不足する地域や耕作放棄地の多く発生している地域では、企業やN P O法人などの農業参入を進めようとする動きがある。一方、企業側においても、公共事業が減少する中、雇用労働力の有効活用を図りたい建設業者や、消費者の食に対する安全・安心の意識が高まる中、原材料の安定調達や高付加価値化を目指す食品加工業者などが農業経営に取り組もうとする意向が増えてきている。

本県においても、既に建設業者からの農業参入については、マスコミ等を通じその取り組みが紹介されている事例も存在しているが、本県における企業等の参入意向

や参入状況の全体像を明らかにした調査や文献等がないことから、今後の施策展開のためには、その全体像を早急に把握する必要があると思われ、大学院研修のテーマとし、県内の既参入法人の実態や食品関連企業の参入意向等を取りまとめている。

2. 愛媛農業の課題

① 低下傾向の農業産出額

農業産出額は、昭和60年頃には2,000億円程度まで増加してきていたが、その後、減少傾向が続いている。平成18年には1,300億円となっている。

② 減少する販売農家、高齢化する農業従事者

販売農家数は減少の一途を辿っており、平成17年には昭和60年対比の56%となる3万7千戸まで減少している。

基幹的農業従事者に占める高齢者（65才以上）の割合は増加しており、昭和60年に24%であったのが、平成17年には61%に達しており高齢化が急激に進んでいる。

③ 増加する耕作放棄地

耕作放棄地面積は増加傾向にあり、昭和60年の1,852haに対し、平成17年には5,254haと約2.8倍に広がっている。

3. 農地制度と全国における農業参入について

(1) 農地制度について

本レポートの農業参入は、農地を使う農業を行うことにより農地法の規制がかかっていた分野における参入についてとりまとめている。(図表1)

○農業生産法人制度

農地に関する権利の取得が認められる「農業生産法人」の制度は、昭和37年の農地法の改正により創設され、現在まで数次にわたり要件緩和は行われてきているが、農業従事者を主体とする協働組織という基本的な性格は維持されてきている。

○特定法人貸付事業

平成15年にスタートした構造改革特区制度において、遊休農地が相当程度存在する地域における地域農業及び

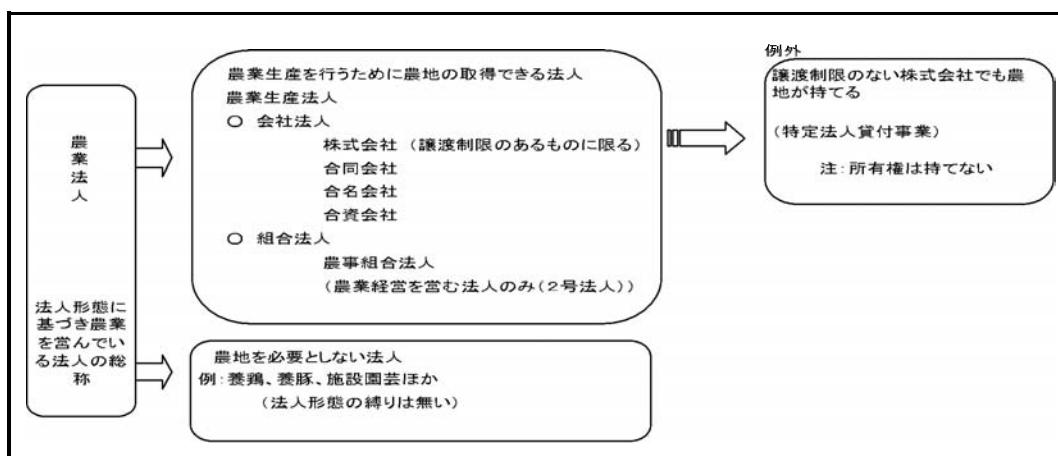
地域経済の活性化を図るため、農業生産法人以外の法人の農業経営を可能とする農地法の特例措置が講じられた。平成17年に農業経営基盤強化促進法の改正が行われ、この特例措置が、同法の特定法人貸付事業として位置づけられ、特区内に限らず全国での実施が可能となった。(図表2)

(2) 全国における参入状況

農業参入している農業生産法人以外の法人は、256法人(平成19年9月現在)あり、1年前と比較すると、80法人余り増加している。法人形態は、株式会社が51%、特例有限会社が29%と多数を占め、業種別内訳は、建設業が34%、食品会社が23%となっている。

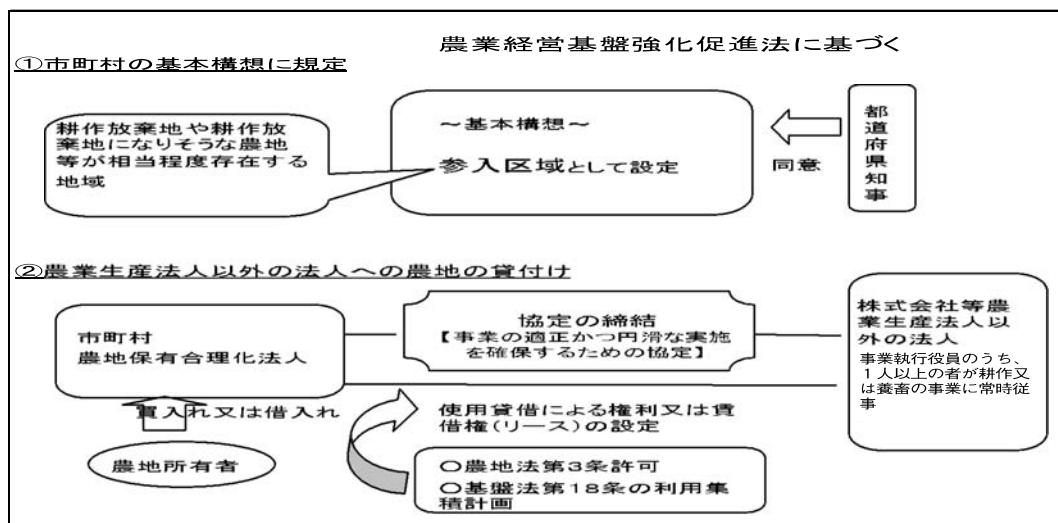
図表1

農業法人の分類



図表2

特定法人貸付事業の仕組み



図表3

農業参入の意向等に関する全国調査の概要

調査主体	調査時点	調査手法	調査対象	対象数	回答数	回答率	うち愛媛県		回答率
							うち愛媛県	回答数	
日本アグリビジネスセンター	H18.12.31	アンケート調査	建設業	1,500	601	40.1%	88	19	21.6%
			食品産業	1,000	143	14.3%	9	0	0%
農林漁業金融公庫	H19.7.1	アンケート調査	食品産業 (食品製造業、卸売業、小売業、飲食店)	6,924	2,663	38.5%	117	46	39.3%

(3) 農業参入に関する全国調査について

農業経営基盤強化促進法の改正等により、他産業から農業への参入条件が整備されることに伴い、農業参入に関する全国的な調査が日本アグリビジネスセンター等で実施されている。(図表3)

①日本アグリビジネスセンターの調査結果

平成18年に建設業と食品産業の2つの業界を対象にアンケート調査を行っており、設問によっては業界間で大きな相違が見られる。「農業について関心がある理由」の問い合わせに対し、建設業が“事業分野の拡充”、“労働力の有効活用”と回答した割合が高く、公共事業の減少により変化を求められていることがわかる。一方、食品産業は“安心・安全な原材料の確保”と回答した割合が高く、農産物流通の川下側に位置し、消費者の関心が高まっている食の安心・安全に即応したものとなっている。「農業参入の課題」の問い合わせに対し、建設業が“販路の確保”、“必要な栽培技術の習得”を、食品産業が“必要な栽培技術の習得”と回答した割合が高い。

②農林漁業金融公庫の調査結果

平成19年に食品製造業、卸売業、小売業、飲食店を対象にアンケート調査を行っており、「農業参入への取組みについて」の問い合わせに対し、“参入している”及び“計画している”を選択した企業は、あわせて1割を超えている。

4. 愛媛県における農業参入について

県内における参入実態や参入意向を把握するため、平成19年10月17日～12月14日に、既に農業参入を行っている9事例及び食品関連会社13企業を対象に筆者が独自に調査を行った。

(1) 既参入事例の実態等について

①農業生産法人による参入

調査は、マスコミ等で他産業からの参入として取り上げられ参入が明確となっている4事例（4法人）を対象とした。

○調査結果の概要（図表4）

調査対象法人全てが建設業からの参入となっており、建設業を廃業し参入した1法人を除き、残りの3法人は余剰人員の活用のための参入と回答しており、公共事業の減少に伴う雇用の維持のための進出であることがわかる。一方で、規模拡大の意向も強く、地域農業における新たな担い手として重要な役割を果たす可能性は大きいと思われる。参入に当たって苦労、困難だったことにあげられている「農地の確保」、「初期投資資金の確保」について、早急な支援体制の整備が望まれる。

他産業からの農業参入について

図表4

農業生産法人による参入

法人名(所在地)	有限会社A(松前町) 〔建設業からの参入〕	有限会社G(大洲市) 〔建設業からの参入〕	株式会社S(今治市) 〔建設業からの参入〕	F株式会社(愛南町) 〔建設業からの参入〕 〔注〕建設業は廃業
法人の設立時期	H12.11	H17.6	H18.8	H19.7
耕作面積	4.5ha	0.13ha(施設)	0.6ha	1ha
作物名	水稻が大半、野菜(じゃがいも、レタス、サトイモほか)	野菜(水菜、ホウレンソウ、小松菜ほか)	果樹(ブルーベリー)	野菜(パッコリー、レタス、キャベツ)
農業従事者数	5名 (繁忙期:10名程度建設会社から応援)	1名 パート4~5名	3名 パート1名(除草ほか)	1名 パート1~2名(除草、定植ほか)
認定農業者手続	認定農業者	認定農業者	認定手続き中	検討中
農業参入の経緯	○余剰人員の活用 ○ビジネスチャンスとして農業に魅力	○余剰人員の活用	○余剰人員の活用	○ビジネスチャンスとして農業に魅力
営農技術の習得方法について	役員、従業員が農業経験、技術を保有	普及組織からの指導	農協、普及組織からの指導	農協からの指導
生産された農産物の販売	独自に販路を開拓して販売	独自に販路を開拓して販売	独自に販路を開拓して販売を行う計画 観光農園も検討	独自に販路を開拓して販売を行う計画
農業参入に当たって苦労、困難だったこと	○農地の確保 ○初期投資資金の確保 ○販路の確保	○農地の確保	○農地の確保 ○初期投資資金の確保	○初期投資資金の確保
今後の経営面積	経営面積を拡大したい	経営面積を拡大したい	経営面積を拡大したい	現在の経営面積を維持
農業参入、経営改善に当たって必要な支援	○経営計画の実行性が上がるマーケティング支援	○技術的な支援	○初期投資に必要な資金の融通 ○制度の簡素化(認定農業者)	○初期投資に必要な資金の融通 ○技術的な支援

図表5

特定法人貸付事業による参入

法人名(所在地)	NPO法人G(新居浜市) 〔ボランティアの支援活動〕	B株式会社(宇和島市) 〔野菜苗の生産、販売〕	H株式会社(西予市) 〔農産物委託販売、産直市の運営〕	企業組合I(宇和島市) 〔どぶろく製造による地域活性化支援〕	S株式会社(八幡浜市) 〔魚肉ハム、ソーセージ等の加工食品製造〕
法人の設立	H9.9	H13.10	H18.9	H19.3	S26.10
農地の借入開始期	H17.7~ (5年間)	H18.10~ (5年間)	H19.1~ (3年間)	H19.5~ (5年間)	H19.8~ (10年間)
耕作面積	0.4ha	0.8ha	0.6ha	0.5ha	0.6ha
作物名	野菜(白いも)	野菜苗	野菜(大根、キャベツほか)	水稻	花き(胡蝶蘭)
農業従事者数	1名	150名 (野菜苗生産を含む従業員数)	1名	1名	正社員2名 臨時2名 パート15名
農業参入の経緯	○地域振興と消費者交流の促進	○生産、販売まで一体的に行うため ○生産部門を吸収することにより企業価値を高めるため	○出荷体制の強化(出荷品の拡大、安定化)	○ビジネスチャンスとして農業に魅力	○ビジネスチャンスとして農業に魅力 (子会社である有限会社Gからの移譲)
営農技術の習得方法について	○地元農業者からの指導	○役員、従業員が農業技術有り ○普及組織からの指導	○役員、従業員が農業技術有り ○普及組織からの指導	○役員、従業員が農業技術有り	○役員、従業員が農業技術有り
生産された農産物の販売について	独自に販路を開拓し販売 (生食用販売と焼酎仕向けがある)	独自に販路を開拓し販売	独自に販路を開拓し販売(自社の既存販売ルートを活用)	独自に販路を開拓し販売(予定)	独自に販路を開拓し販売
農業参入に当たって苦労、困難だったこと	○参入手続きが面倒 特区協議の際の農地取得の下限面積の関係	○なし 関連会社の農業生産法人において事業実施済み	○農地の確保 ○初期投資資金の確保	○なし 〔どぶろく特区での取組みであるため〕	○なし 〔子会社の農業生産法人からの事業譲渡〕
今後の経営面積について	経営面積を拡大したい	経営面積を拡大したい	新たに農業生産法人を設立し、面積拡大の予定	商品販売状況により面積拡大の可能性有	現在の経営面積を維持
農業参入、経営改善に当たって必要な支援	○安定した販路の確保	○初期投資に必要な資金の融通 ○人材の確保	○希望にあつた農地の提供	○なし 〔どぶろく特区での取組みであるため〕	○なし 〔子会社の農業生産法人からの事業譲渡〕

②特定法人貸付事業による参入

調査は、特定法人貸付事業を活用している県内の全ての事例（5事例）を対象とした。（注：平成19年10月時点）

○調査結果の概要（図表5）

特定法人貸付事業による参入は5事例あるが、法人形態は、株式会社、NPO法人、企業組合と多種に分かれしており、また、取り組みについても多様な内容となっている。農業参入の経緯として、構造改革特区関係の2事例（NPO法人G、企業組合I）は、地域振興を目的としたものとなっているが、残りの3事例は、生産あるいは販売面の強化を目的としたものとなっている。そのうち2事例は、関連会社からの農業部門の移譲といえるため、ゼロからの農業参入ではない。今後の経営面積は、4事例が拡大意向で、1事例が現状維持となっている。

特定法人貸付事業の制度創設から日も浅く、参入効果を計測するにはしばらく時間を要すると思われるが、この特定法人貸付事業と従来からの農業生産法人制度による参入についてのメリット・デメリットは図表6のように整理される。

（2）食品関連企業等の参入意向等に関する調査

①食品関連企業に対する調査結果

調査は、愛媛県食品産業協議会の会員企業やホームページに食の安全・安心等の記載がある企業を対象に、県内の13企業を筆者が選定し聞き取りを行った。

○調査結果の概要（図表7）

「農業参入について」の問い合わせに対し、「参入済み」が1社、「参入を計画」が4社、「関心あり検討なし」が5社、「参入を検討したが断念した」が1社、「関心なし」が2社となっている。「参入形態」の問い合わせに対し、回答のある5社全てが農業生産法人として参入するとしている。「参入に当たり問題となるものについて」の問い合わせに対し、回答のある6社のうち4社が「農業従事に振り向ける人材の確保」をあげており、次に「安定した生産を行う技術の習得」となっている。「必要な支援について」の問い合わせに対し、回答のある11社のうち、7社が「農地の確保」、6社が「生産に関する技術的支援」、5社が「人材の確保」をあげている。

○考察

食品産業は、ぎりぎりの従業員数で事業を行っており、必要に応じ臨時職員やパートで対応してきているため、農業分野への進出に限らず新規事業に取り組む際の人材確保は難しいという実態が読み取れる。

日頃から農産物を扱う関係から、天候に左右される等の農業生産の不安定さは認識しており、農業参入に当たっては、安定生産を行うための技術支援を強く求めている。また、農産物流通の川下に位置する食品関連企業は、安定供給を確保するために、既に生産者との契約取引も行われているが、契約取引の関係を超えて参入を行う必要性をどう考えるかが企業の判断となってくると思われる。

図表6

	特定法人貸付事業 (企業本体による新規参入)	農業生産法人制度 (農業生産法人設立による新規参入)
メリット	企業の信用力を生かして農業を展開することができる。また、企業本体の労働力を活用することができる。農業が赤字となる場合、他の事業の黒字と相殺されるため税負担が軽減される。	特定法人貸付事業の実施区域に限定されず、農地の貸し借りが可能となる。農地の所有もできる。
デメリット	農業への参入は特定法人貸付事業の実施区域に限定される。区分経営を徹底しないと、農業事業の損益が不明確になる。	農地法による制限が厳しく、要件を満たさなければ農業生産法人となれない。

出所：農業ビジネス参入経営ガイドブック

図表7

食品関連企業の農業参入動向

	企業名	所在地	農業参入について	参入形態	参入時期	参入に当たり問題となるものについて	必要な支援	備 考
食品製造業	G株式会社 (味噌、ドレッシング製造)	松前町	関心あり、検討なし				○農地の確保 ○人材の確保 ○生産に関する技術的支援	農業の制度に関する情報を把握していないため、検討まで進んでいない
	有限会社T (漬物製造)	伊予市	参入を計画	地域の農業者、生産組合と共同で農業生産法人を設立	未定	○農業従事に振り向ける人材の確保	○人材の確保 ○生産に関する技術的支援	生産者(農協)との契約取引は実施済み 作物名：緋のかいぶ 契約面積：5ha
	E株式会社 (健康食品製造)	東温市	参入済み	別会社として農業生産法人を設立	H16	(参入時) ○農業従事に振り向ける人材の確保(参入後) ○周辺農家との調整	○農地の確保 ○人材の確保 ○参入手続きの簡素化 ○事業資金の確保	農業生産法人有限会社Y 耕作面積10ha 有機栽培(ケール)に伴う周辺農家との調整 遊休農地を借り入れ簡単な整備を行い栽培
	E株式会社 (酒類製造)	松山市	関心あり、検討なし				○農地の確保	農業の制度に関する情報を把握していないため、検討まで進んでいない
	株式会社S (蒟蒻製造)	大洲市	参入を計画	現会社の定款を一部変更し農業生産法人として参入	H19年度内 (農地借入手続きを中)	○農地の確保	○農地の確保 ○生産に関する技術的支援	里芋栽培を2haの規模で開始の予定 H19は、里芋を農家から仕入れ販売のみ実施
食品卸売業	M株式会社 (卸売会社)	松山市	関心あり、検討なし				○生産、消費に関する情報提供	契約取引の推進に力を入れたい
	D株式会社 (仲卸、カット野菜製造)	松山市	参入を検討したが断念した			○農業従事に振り向ける人材の確保 ○安定した生産を行う技術の習得	○農地の確保 ○人材の確保 ○生産に関する技術的支援	取組み品目の検討のみ(青ねぎ、葉菜類)
	株式会社H (仲卸、カット野菜製造)	松山市	参入を計画	別会社として農業生産法人を設立	H21	○安定した生産を行う技術の習得	○農地の確保 ○生産に関する技術的支援 ○事業資金の確保	取組み予定品目(ねぎ、レタス)
食品小売業	株式会社F (量販店)	松山市	関心なし					市民農園やふれあい農園での農業への参入には関心有り
	株式会社S (量販店)	松山市	関心なし					小売業としての農業参入は関心なし
飲食業	株式会社A (外食)	今治市	関心あり、検討なし			○農業従事に振り向ける人材の確保 ○周辺農家との調整 ○資金調達	○生産に関する技術的支援	有機農産物や減農薬農産物を原料とした外食店 有機農産物の仕入れに苦労有り(県内での仕入れは難しい)
	株式会社K (総菜)	新居浜市	関心あり、検討なし				○人材の確保 ○生産に関する技術的支援	農産物の納入農家と連携して玉ねぎ栽培(H19植付け、50a)
	有限会社I (弁当)	新居浜市	参入を計画	別会社として農業生産法人を設立	未定		○農地の確保	社長個人が借地し、従業員が農業従事 耕作面積70a 有機栽培(里芋、サツマイモ、大根ほか)

②建設業者の参入意向等に関する調査

○調査結果の概要

財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社が、平成18年度・19年度に愛媛県建設業協会の1,009社を対象に、農業への参入の意向等を調査した結果、143社から回答（平成19年9月末現在）があり、うち70社が会社として農業参入を考えている。

のと信じており、本レポートが議論材料に資するものになればと考えている。

5. 国の参入目標と支援策について

(1) 参入目標

一般企業等の農業参入に関する国の具体的な数値目標は、食料・農業・農村対策推進本部で決定された「二十一世紀新農政2006」において、参入数を平成22年度末までに500法人としている。

(2) 支援策

平成19年度から企業等の参入の円滑化及び参入企業等の経営発展等を支援する観点から、「企業参入支援総合対策」として、民間団体の行う農業参入促進のための研修会の実施、企業等への農業用機械・施設のリース支援事業等を実施している。

6. おわりに

本県においても他産業からの農業参入が着実に進んでいることを明確に出来たことは、実態把握の面からみれば一步前進したといえる。本レポートのもととなった大学院研修報告の中で、全国の都道府県の取り組み状況について調査を行い、他産業からの農業参入（企業参入）に対する姿勢には大きな差があることをあきらかにしている。このことは、国の規制緩和から日も浅く、先進的な取り組みを展開している県においても手探りの状態で行われていることが多いと考えられ、本県における取り組みについても議論を深めていく必要がある。

他産業からの農業参入は、農業生産自体に刺激を与え、農家や農業関係者の意識をかえる可能性があり、農業継承を含め長期的な視点にたち、社会の要請に応えうる農業構造への変革が「えひめ農業の活性化」に結びつくも